

秋田県条例第十二号

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

「第二章 介護予防訪問介護

「第七章 介護予防通所介護

目次中　　第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第三条—第十八条）　　を「第二章 削除」に、　　第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第十九条—第二十三条）　　第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第十九条—第二十三条）　　第二節 基準該当介護予防サー

に関する基準（第六十七条—第七十七条）　　を「第七章 削除」に改める。

ビスに関する基準（第七十八条—第八十一条）

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第二十三条まで 削除

第二十五条第三項中「指定居宅サービス等基準条例第二十五条第一項に」を「秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第二十五条第一項に」に改める。

第二十七条の次に次の三条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第二十七条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十一条各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防訪問入浴介護の内容及び手続の説明及び同意に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定介護予防訪問入浴介護の提供の拒否の禁止)

第二十七条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護の提供)

第二十七条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の九第一号ハ及びニの計画を含む。第百条第二項において同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

第二十八条第一項中「に該当する」を「（法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費（同条第一項に規定する介護予防サービス費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）に該当する」に改め、「利用料」の下に「（介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）」を、「介護予防サービス費用基準額」の下に「（同条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額）をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。
(秘密保持等)

第三十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者又は管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に係る指定介護予防支援事業者（保健師その他他の指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）が開催するサービス担当者会議（保健師その他他の指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）に関する知識を有する指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）の職員が介護予防サービス計画（法第八条の二第十六条に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成のために同計画の原案に位置付けた同項の指定介護予防サービス等の担当者を募集して行う会議をいう。）その他利用者の介護に係る会議において、当該利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、当該利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならぬ。

第三十三条规定を削り、第三十二条を第三十三条とし、第三十一条の二の次に次の二条を加える。

(事故発生時の対応)

第三十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、市町村、当該利用者の家族等及び当該利用者に係る指定介護予防支援事業者に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防訪問入浴介護事業者の事故発生時の対応に関する必要な事項は、規則で定める。

第三十四条第一項中「介護予防に」を「介護予防（法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に」に改める。

第三十五条第一項中「に該当する」を「（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に該当する」に改める。

第三十八条中「第七条から第九条まで、第十五条、第十六条、第二十四条」を「第二十四条、第二十七条の二から第二十七条の四まで」に、「第三十二条」を「第三十三条」に、「第七条第一項中「第十四条各号」を「第二十七条の二第一項中「第三十一条各号」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第四十八条、第五十七条及び第六十五条中「第七条から第九条まで、第十五条、第十六条及び第三十条」を「第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十条、第三十一条の二及び第三十二条」に、「第七条第一項中「第十四条各号」を「第二十七条の二第一項中「第三十一条各号」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第六十七条から第八十一条まで 削除

第八十四条の次に次の二条を加える。

(利用料等の受領)

第八十四条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーション事業者の利用料等の受領に関する必要な事項は、規則で定める。

(緊急時の対応)

第八十四条の三 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションを提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第八十六条第四号中「いう」を「いう。次条において同じ」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(定員の遵守)

第八十六条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第八十六条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び当該関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

第八十八条中「第七条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十六条、第七十一条、第七十三条及び第七十四条」を「第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二及び第三十二条」に、「第七条第一項中「第十四条各号」」を「第二十七条の二第一項中「第三十一条各号」」に、「同項及び第十二条中「訪問介護員等」」を「「介護予防訪問入浴介護従業者」」に改める。

第一百条に次の二項を加える。

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援の提供に当たる職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときには、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができる。

第一百二条中「第八条、第九条、第十五条、第十六条」を「第二十七条の三、第二十七条の四」に、「及び第七十四条」を「第三十一条の二、第三十二条及び第八十六条の三」に改める。

第一百十条第二項中「第八条、第九条、第十五条、第十六条」を「第二十七条の三、第二十七条の四」に、「第七十四条」を「第三十一条の二、第三十二条、第八十六条の三」に改める。

第一百十四条の見出しを「（指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設）」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所若しくは」を削り、「又は」を「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）又は」に、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等」に改める。

第一百十八条第一項ただし書中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第一百十九条中「第八条、第九条、第十五条、第十六条」を「第二十七条の三、第二十七条の四」に、「第七十四条」を「第三十一条の二、第三十二条、第八十六条の三」に、「読み替える」を「第一百条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替える」に改める。

第一百二十六条第二号中「介護保険法施行令」の下に「（平成十年政令第四百十二号）」を加える。

第一百二十八条及び第一百三十六条中「第八条、第九条、第十五条、第十六条」を「第二十七条の三、第二十七条の四」に、「第七十四条」を「第三十一条の二、第三十二条、第八十六条の三」に改める。

第一百四十条第一項中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改める。

第一百四十六条を次のように改める。

第一百四十六条 削除

第一百五十一条中「第十五条、第十六条、」を削り、「及び第七十四条」を「、第三十一条の二、第三十二条及び第八十六条の三」に改める。

第一百五十四条第一項中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改め、同条第三項を削る。

第一百六十一条中「第十五条、第十六条、」を削り、「第七十四条」を「第三十一条の二、第三十二条、第八十六条の三」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第二十九条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第三十一条の二第一項及び第二項中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と読み替えるものとする。

第一百六十四条中「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十項」に改める。

第一百七十七条中「第七条から第九条まで、第十五条、第十六条及び第三十条」を「第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十条、第三十一条の二及び第三十二条」に、「第七条第一項中「第十四条各号」を「第二十七条の二第一項中「第三十一条各号」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第一百七十四条中「第七条から第九条まで、第十五条、第十六条、第三十条」を「第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十条、第三十一条の二、第三十二条」に、「第七条第一項中「第十四条各号」を「第二十七条の二第一項中「第三十二条各号」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第一百七十五条中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改める。

第一百八十二条中「第七条から第九条まで、第十五条、第十六条、第三十条」を「第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十条、第三十一条の二、第三十二条」に、「第七条第一項中「第十四条各号」を「第二十七条の二第一項中「第三十二条各号」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

附則第八項中「第一百条」を「第一百条第一項」に改める。

附則第十二項及び第二十三項中「第八条、第九条、第十五条、第十六条」を「第二十七条の三、第二十七条の四」に、「第七十四条」を「第三十一条の二、第三十二条、第八十六条の三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、この条例による改正前の秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第三条から第二十三条までの規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第四条第二項及び第五項並びに第六条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第二百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定める

ものに限る。）に係る同法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧条例第四条第五項中「指定訪問介護事業者（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第四条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）とあるのは「法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）と、「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第三条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「当該第一号訪問事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第四条第一項から第四項までに規定する」とあるのは「市町村が定める当該第一号訪問事業の」と、旧条例第六条第二項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「第四条第五項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」と、「指定訪問介護の事業」とあるのは「当該第一号訪問事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第六条第一項に規定する」とあるのは「市町村が定める当該第一号訪問事業の」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第十九条第三項及び第二十二条第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第一百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧条例第十九条第三項中「基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第十九条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」と、「同項及び同条第二項に規定する」とあるのは「市町村が定める当該第一号訪問事業の」と、旧条例第二十二条第二項中「基準該当訪問介護の事業」とあるのは「第十九条第三項に規定する第一号訪問事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第二十二条第一項に規定する」とあるのは「市町村が定める当該第一号訪問事業の」と読み替えるものとする。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

5 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧条例第七十六条及び第八十一条において準用する旧条例第七条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十六条及び第三十条並びに旧条例第六十七条から第八十一条まで、第百十四条及び第一百八条第一項の規定は、なおその効力を有する。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第六十八条第一項第三号及び第四項、第七十条第二項並びに第七十二条第四号の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けて受けている場合について準用する。この場合において、旧条例第六十八条第四項中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」と、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第六十七条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「当該第一号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第六十八条第一項から第三項までに規定する」とあるのは「市町村が定める当該第一号通所事業」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「第六十八条第四項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「当該第一号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第七十条第一項及び第二項に規定する」とあるのは「市町村が定める当該第一号通所事業」と、旧条例第七十二条第四号中「指定通所介護事業者」とあるのは「第六十八条第四項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「当該第一号通所事業」と、「又は指定通所介護」とあるのは「又は当該第一号通所事業」と読み替えるものとする。

7 第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第七十八条第一項第三号及び第三項並びに第八十条第三項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧条例第七十八条第三項中「基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第八十九条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」と、「同項及び同条第二項に規定する」とあるのは「市町村が定める当該第一号通所事業」と、旧条例第八十条第三項中「基準該当通所介護の事業」とあるのは「第七十八条第三項に規定する第一号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第九十一条第一項及び第二項に規定する」とあるのは「市町村が定める当該第一号通所事業」と読み替えるものとする。